平成２５年（フ）第１７８号
愛知県豊川市東上町東京寺90番地２
債務者　夏目　幸久
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市黒髪町18番地23号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2706番地
債務者　桑原　秀良
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市黒髪町18番23号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2707番地
債務者　桑原　初子
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
静岡市葵区片羽町40番地　303号
債務者　村上　剛司
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７３号
静岡市葵区駒形通２丁目２番６－１号
債務者　新井英浩こと　朴　　英浩
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７４号
静岡市葵区駒形通２丁目２番６－１号
債務者　崔　　仁淑
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目16番９―103号
ハイム大川
債務者　花城　清人
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４０２９号
大阪府守口市佐太東町１丁目33番14号
債務者　岡　　巴絵
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５５号
大阪府高槻市登町２番Ａ30―103号
債務者　青野　里志（旧姓番匠）
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６０号
大阪府枚方市津田駅前１丁目24番５号―301号室、住民票上の住所大阪府枚方市津田駅前１丁目19番20号
債務者　緑　　由美
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６３号
大阪市港区池島３丁目８番１―908号
債務者　高野恵美子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５７号
大阪市淀川区西中島３丁目13番１号　コンテッサ新大阪201号
債務者　小西　信夫
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８３号
大阪府東大阪市衣摺３丁目17番６号　衣摺ＮＡＫＡＫＩ101号
債務者　森下あつ子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市草間町字平南31番地　102
債務者　岩波　彩果
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市大岩町字高足道34番地23
債務者　花田ミチャエルこと　ハナダ　ミチャエル　ペドロ
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部